

氏 名	小野 裕子
授与した学位	博 士
専攻分野の名称	文学
学位授与番号	博甲第7082号
学位授与の日付	令和6年3月25日
学位授与の要件	社会文化学研究科社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文の題目	西夏軍制史の研究
論文審査委員	土口 史記 石田 友梨 今津 勝紀 古松 崇志 和田 郁子

学位論文内容の要旨

小野裕子氏の学位論文『西夏軍制史の研究』は、12-13世紀における西夏軍制の諸側面を、同時代の西夏語文献に依拠して論じた歴史学的研究である。西夏は11-13世紀にかけて現在の中国西北、河西回廊一帯を支配したが、この時期のユーラシア東方は宋・契丹(遼)・女真(金)などの諸政権が並び立つ多国併存状態にあった。この中で長期にわたって独立を維持しえた西夏における軍制の特質を解明することは、当時のユーラシア東方の全体状況を考察するうえで重要な課題となる。そこで本論文は主に边防制度および西夏人の軍事的身分に着目し、12世紀におけるそれらのあり方、歴史的変化、および近隣諸政権との比較を視野に入れて論じる。全体構成は、序論・本編(四章)・結論・附篇(西夏語原文・翻訳、史料の整理表)からなる。

序論では、まず漢籍に基づき西夏の建国以来の歴史を概説し、本論文が対象とする時期の歴史的背景を確認する。次に、中心史料として扱われる西夏語文献について、ロシアをはじめとする各地の研究機関での所蔵状況を解説する。続いて、本研究に直結する西夏軍制の研究史を整理し、そこに見られる問題点として①西夏の軍事職名やその役割の羅列にとどまり、組織構成や指令系統については未解明であること、②にもかかわらず、西夏がしばしば無批判に遊牧国家に分類されていることを挙げ、本論文がこれらの問題を克復しようとすることを述べる。なお序論末尾では、本論文が中心史料とする『天盛旧改新定律令』『亥年新法』の解題およびロシアでの実見調査の知見についても付記する。

第1章「边防から見る「軍 gja¹」身分」は、西夏語法典「天盛旧改新定律令」に基づき、①巡検制度、②边防職、③西夏人が帯びた三つの身分(官 tsjiir¹・職 tsju¹・軍 gja¹)について検討する。①巡検制度については、国境地帯における巡検体制の構成を復元したうえで、これまで未検討であった「哨防計者」の存在を指摘し、それが特に情報伝達を主務としていたことを明らかにする。②边防職については、『天盛旧改新定律令』に見える違法行為とその処罰に着目することで、各官職の職務を整理し、西夏の边防組織を上級边防職・拠点管理者・一般兵士に分類する。③西夏人が帯びた三つの身分については、官 tsjiir¹が位階(あるいは爵位)、職 tsju¹が官職に相当するという学説を追認したうえで、これまで定論のなかった軍 gja¹を重点的に検討する。軍 gja¹を「軍籍」とする先行研究の見解を否定しつつ、軍 gja¹とは部族長の

一定の影響のもと任命される世襲可能な身分であり、賞罰として与奪される場合があったこと等を明らかにする。さらに軍 gja¹に相当する身分名として首領・房将・尾迫が存在することを特定する。

第2章「職 tsju¹と軍 gja¹の交錯一身分に基づく二系統の軍制-」は、第1章と同じく『天盛旧改新定律令』を用いたうえで、職 ul・軍 gja¹それぞれの構成およびその特徴について論じる。まず軍 gja¹については、その指令系統が有事における軍団編成にそのまま転化できるものであったことを指摘する。次に職 tsju¹については固有の職務をもった身分であることを再確認し、辺防に関わる職 tsju¹の指令系統を復元する。以上から、軍 gja¹・職 tsju¹がそれぞれ別系統に区別された異なる身分であったことが明らかとなる。しかし例外的に、「職 tsju¹と軍 gja¹の交錯」と言うべき状況も存在した。これはある名称が軍 gja¹・職 tsju¹の双方に使用されるような場合で、具体的には「正統」や「佐将」「首領」などの例が挙げられる。これらについて、いかなる場合にそれぞれ職 tsju¹としての側面、軍 gja¹としての側面が現れるのかを分析する。

第3章「13世紀初頭の軍事制度一法典『亥年新法』を基に-」は、『天盛旧改新定律令』の約50年後に成立した『亥年新法』を利用し、軍 gja¹・職 tsju¹の歴史的変化について検証する。職 tsju¹については、『天盛』から『亥年新法』にかけての時期で組織構成・系統にはほぼ変化が見られない一方、個別的には任期の長期化傾向が見られるとする。次に、職 tsju¹について言及する西夏語手紙文の記述をもとに、職 tsju¹と軍 gja¹との境目が曖昧になった部分があることを指摘する。さらに、以上のような13世紀に生じた新たな変化の背景には、モンゴルの侵攻による軍事的緊張の影響があったとみなす。

第4章「ユーラシア東方における西夏軍制の位置付け」では、これまで明らかにしてきた西夏の軍制を、近隣の諸政権すなわち北宋・遼(契丹)・金(女真)・吐蕃(古代チベット帝国)の軍制と比較する。西夏には正規兵と後方支援兵を組み合わせ一部隊とする軍抄制度が存在したが、これは遼・金・チベットと共通する。一方、西夏では十進法原理による軍団編成という遊牧国家的な要素が見られず、徴税単位の編成などにおいて宋の如き農耕中心の社会との類似性が指摘できるという。このように西夏には、遊牧国家・中原王朝の双方との共通点を見出すことができる。したがって西夏はこれまで提示されてきた「中央ユーラシア世界」や「東アジア世界」などの地域世界のいずれかに属するというよりも、それらの重なり合う位置にあったと言え、本論文はこれを「接壤地帯国家」と名づけることを提案する。

結論ではあらためて各章の要点を確認し、本論文が西夏語文献を利用することによって、漢文史料によるいわば「外側」からの視点を相対化し、内在的な視点から西夏の軍制を明らかにしえたことを強調する。そのうえで今後の展望として、①西夏軍人の経済基盤、軍事に関わる物流、兵站のあり方などを含めたより総合的な軍制の研究が必要であること、②隣接の諸政権のなかでもさらに西遼やカラハン朝の状況を踏まえる必要があること、③法典以外の史料すなわち世俗文書や石刻などに見える身分制の検討が必要なことを述べる。さらに西夏社会そのものの復元のためには、官製の文献のみならず、草書体手紙文など「民」側が作成した史料の検討も不可欠であることを指摘する。

論文審査結果の要旨

小野裕子氏の学位論文『西夏軍制史の研究』の審査会は、2024年2月5日(月)に開催された。審査委員は土口史記(主査)、石田友梨、今津勝紀、和田郁子、および学外審査委員の古松崇志(京都大学人文科学研究所教授)の5名である。まず審査対象者より論文全体の概要について発表された後、予備審査時からの主な修正点として、引用史料の西夏語全文の提示、地図の作成、用語の整理、内容の増補等を行ったことが示された。その後、論文の到達点と限界、今後の課題等について説明がなされた。

次に、審査委員からの講評および質疑応答を行った。以下、その内容に即して本論文の評価について記す。

本論文の第一の意義は、西夏語・西夏文字の出土文献を正面から扱った極めて希少な研究であるという点である。本論文は12世紀の総合法典『天盛旧改新定律令』、および13世紀の追加法典『亥年新法』を全面的に利用し、全て日本語訳を加えたうえで議論を展開している。既存の中国語訳・ロシア語訳の援用ではなく、自身で直接に西夏語から日本語への翻訳を試みた点、翻訳そのものが独自の研究として高い価値を有すると言える。西夏語を解する研究者は世界的にも限られているため、本論文による史料解読・翻訳提示は学界の共有財産となり、西夏史はもとより隣接分野の研究者にとっても有意義である。また著者は2013年にロシア科学アカデミー東方文献研究所において西夏語文献の調査も行っており、10年前ではあるものの、この実見による情報が本文中に盛り込まれた点も貴重である。

次に、西夏人の有した軍 gja¹ という身分の性質を詳論した点も本論文の重要な成果である。西夏人の有する3つの身分のうち、官 tsjiir¹ (位階ないし爵位)・職 tsju¹ (実務を伴う官職)に対しては既に一定の研究蓄積があるが、軍 gja¹ についてはその重要性に比して研究が手薄であった。これまで軍 gja¹ を「軍籍」とする解釈も存在したが、本論文はこれを退けたうえで、軍 gja¹ とは戦闘態勢への即時移行が可能な平時の身分であったという新たな見解を提示する。軍 gja¹ 固有の職務はわずかに武装の点検程度の軍事関係業務にとどまり、官僚制的に水平分割された職掌である職 tsju¹ とは区別されるものであるため、軍 gja¹ とは「純粋に、軍事的な地位」であったという。このような軍 gja¹ の議論は、西夏という国家そのものの性質解明に繋がる極めて重要な論点と言える。官 tsjiir¹・職 tsju¹ と類似した身分は中原王朝にも存在するが、軍 gja¹ はそうではないからである。

この見解を支えるのが、西夏語法典の独特の利用法である。本論文が西夏語法典の解読にあたって着目したのは、「ある違法行為への処罰が、当該人物の持つどの身分に対して適用されたのか」、言い換えれば「西夏人が持つ各種の身分のうち、どれが降格・剥奪の対象となったのか」という点である。これを基軸に史料分析を行い、その情報を網羅的に附表として提示したことで、軍 gja¹ に関する新たな議論が可能となった。

一方、本論文には以下のような問題点もなお残っている。

第一に、論証過程における飛躍がまま見られる点である。例えば軍 gja¹ の性質を検討する第2章において、職 tsju¹ の身分名が列举された条文(史料22)を挙げ、ここに見える職 tsju¹ には具体的な職務や任期があることから、逆に軍 gja¹ には職務や任期がないとする。しかし当該史料には軍 gja¹ が記載されていないため、このような論理は成立しがたい。また第2章で用いた史料の一部には、「首領」(本論文は軍 gja¹ の

一つとみなす)にしか言及していないものが含まれており、そうした史料から軍 gja¹ 一般の性質を導き出すのは困難である。このような部分では、史料の限界についての一層の留意が必要であった。

第二に、構成や叙述の面での問題が挙げられる。第1章では『天盛旧改新定律令』巻四の分析を、第2章では同律令の巻五の分析を軸に議論を展開するが、しかしこれらを別個の章として構成した意義は必ずしも明瞭ではない。むしろ軍 gja¹ の特質が第1章から第2章に跨がって小出しに現れることとなり、著者の考える軍 gja¹ の全体像がわかりづらくなっている。また比較的長大となった第1章では、巡検隊・辺防職・軍 gja¹ という異なるトピ。ックが各節に現れ、内容豊富ではあるものの、結論が散漫となっている。また本論文のテーマの希少価値と表裏一体のことだが、学界における共有知識が少ないために論旨を追いつらい部分がある。例えば、数多く現れる身分名称の一つ一つが軍 gja¹ なのか職 tsju¹ なのか判別困難な点はその一つであり、叙述面での改善の余地がある。史料翻訳にも同種の問題があり、原語を生かそうとした反面、独特の言い回しや現代日本語として馴染まない言葉も散見した。

第三に、西夏を「接壤地帯国家」と位置付けた議論は意欲的なものだが、その定義はなおも不鮮明である。既存の遊牧国家や中央ユーラシア世界といった概念との相違についてより詳論する必要がある、また西夏の農耕がいかなる形態であったのかについても検討が必要であった。

以上のような問題点は見受けられるものの、本論文が西夏語文献を駆使した研究として極めて希少価値が高く、西夏軍制の復元のみならず、宋・遼・金といった隣接地域の研究においても高い参照価値を有する点は動かない。また前記の問題点についても、西夏語史料そのものの断片性に由来するところが大きく、むしろ本論文を起点として隣接分野との比較考察を通じて議論の精度を高めるべき部分も多い。その意味で、本論文に見出せる問題点は、新たな段階の研究を導くための土台となりうるものである。

以上に鑑み、本論文は博士の学位授与の水準を満たすものとして合格とすることを審査会全員一致で認めた。